

令和 3 年 3 月 11 日

環境清掃部清掃リサイクル課

江東区一般廃棄物処理基本計画の改定について

1 一般廃棄物処理基本計画とは

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、一般廃棄物の統括的な処理責任を負う区市町村が、その区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本的な事項を定める計画で、計画期間を概ね 10 年から 15 年として、概ね 5 年ごとに改定することが適当とされている。

現行の計画は、平成 29 年 3 月に策定し、令和 8 年度までの 10 年間を計画期間としており、今回は中間改定となる。

2 現行計画の基本理念等

(1) 基本理念

持続可能な資源循環型地域社会の形成

(2) 基本方針

基本方針 1：5 R によるごみ減量の取り組みやごみの適正処理について、積極的に情報を発信し、区民・事業者の理解を一層深めるとともに、取り組みの推進のため、区民・事業者・区の連携を強化する。

基本方針 2：リフューズ（断る）・リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リペア（修理）の推進によりごみの発生を抑える。

基本方針 3：リサイクル（再生利用）のより一層の推進により資源物がごみになることを抑制する。

基本方針 4：安全・安心なごみの適正処理を推進するとともに、災害時の廃棄物処理体制を整備する。

(3) 基本指標

基本指標	平成 27 年度 (実績)	令和 8 年度 (目標値)	令和元年度 (実績)
基本指標 1 区民 1 人あたり 1 日の 資源・ごみの発生量	688 (g/人日)	603 (g/人日)	642 (g/人日)
基本指標 2 区民 1 人あたり 1 日の 区収集ごみ量	498 (g/人日)	422 (g/人日)	471 (g/人日)

基本指標 3 資源化率	28.0 (%)	30.5 (%)	27.0 (%)
基本指標 4 大規模建築物事業者の 再利用率	71.68 (%)	73.66 (%)	71.70 (%)

3 現行計画策定後の国、東京都及び特別区の動向

国は、平成 30 年に第四次循環型社会形成推進基本計画を策定し、目指す将来像の一つとして、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環を行うことを掲げるとともに、令和元年 5 月に「プラスチック資源循環戦略」を策定した。また、令和 2 年 10 月には、首相所信表明の中で「2050 年までに温室効果ガスの排出ゼロ」を宣言した。

東京都は、令和元年 12 月に、平均気温の上昇を 1.5℃に抑えることを追求し、2050 年に CO2 排出実質ゼロに貢献するためのビジョンと具体的な取組、ロードマップをまとめた「ゼロエミッション東京戦略」を策定した。併せて、重点的対策が必要な 3 つの分野について、より詳細な取組内容等を記した「東京都気候変動適応方針」「プラスチック削減プログラム」「ZEV 普及プログラム」を策定した。

特別区は、清掃負担の公平についての基本的考え方において、各区は、引き続き協調してごみの減量とリサイクルの推進に取り組み、特別区全体として、区収集可燃ごみの減量目標（平成 20 年度比で 1 人当たり 20%減）の達成を目指すこととした。

4 食品ロス削減推進計画について

食品ロス削減推進法は令和元年 10 月 1 日より施行され、令和 2 年 3 月 31 日、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定された。各自治体で計画の策定が努力義務とされている「食品ロス削減推進計画」について、新たな江東区一般廃棄物処理基本計画に内包する形で策定する。

5 改定スケジュール（案）

令和 3 年 3 月	区長から江東区環境審議会に「江東区一般廃棄物処理基本計画改定に係る当該基本計画に盛り込むべき考え方について」諮問
令和 3 年 4～7 月	江東区環境審議会に専門委員会を設置し、審議
令和 3 年 9 月	江東区環境審議会より答申
令和 3 年 12 月	パブリックコメントを実施
令和 4 年 3 月	新たな江東区一般廃棄物処理基本計画を策定